

芦屋美容クリニック

会員制度・月額定額メニュー（サブスクリプション）規約

（以下「本規約」といいます）

第1条（目的）

芦屋美容クリニック（以下「当クリニック」といいます。）会員制度・月額定額メニュー（サブスクリプション）会員制度（以下「本制度」といいます。）は、本制度の会員の皆様に、当クリニックをご利用いただくにあたって、よりご満足いただけるサービスを提供することを目的として、運営している制度です。

第2条（入会対象者）

当クリニックにて治療をお受けになったすべての方、また「本制度」の申し込みカウンセリングを受けた方が、入会対象者です。

第3条（欠格事由）

入会希望者が次の各号に該当する場合、たとえ前条に定める入会対象者であっても入会資格がありません。

- （1） 当クリニックが、本規約に違反する、または、その恐れがあると判断した方
- （2） 当クリニックが、反社会的勢力やその関係者と判断した方
- （3） 当クリニック会員として不適当と判断した方
- （4） 日本に住所があるか又は現在まで引き続いて1年以上日本に居所のある個人を日本国内居住者とし、それ以外の方

第4条（入会申込）

1. 芦屋美容クリニック会員になるためには、本規約に同意いただき、当クリニックの受付窓口にて所定の入会申込書にご記入のうえ、申込手続きをおこない、当クリニックが定める入会金を納入していただきます。
2. 芦屋美容クリニック会員の申し込みの際は、医療法人社団 ABC「本制度」実施院を選択いただいた上でのご利用となります。
3. 入会金は当クリニックが別途定める金額とし、入会時に領収します。領収した入会金は理由の如何に関わらず返還いたしません。
4. 入会金及び月額会員費は毎月ご利用のクレジットカードでのお引き落としとなります。
- 5 本条第1項及び第2項の手続が済み、当クリニックが入会を承認したとき、入会申込者は

芦屋美容クリニックの会員となります。

手続き・会員契約の流れは下記が例となります。

例 1) 2 月 1～15 日申し込み・クレジット決済手続き⇒2 月 16 日より会員、「本制度」のご利用開始

例 2) 2 月 16～末日申し込み・クレジット決済手続き⇒3 月 1 日より会員、「本制度」のご利用開始

6. 入会申込書にご記入いただく申込者の申告情報は、すべて真実かつ正確な情報でなければならず、虚偽の申告は一切認められません。

申告いただいた情報に変更が生じた、または、誤りがあった場合、芦屋美容クリニック会員は速やかに所定の変更手続を行わなければなりません。

第 5 条（サービス）

1. 芦屋美容クリニック会員に対し、次の各号に定めるサービス（以下「本サービス」という）を提供します。

(1) 当クリニック等において、当クリニックが指定する治療（以下「指定治療」という）を会員特別料金（以下「指定料金」という）で提供します。

※指定治療、指定料金の内容については、院内ご案内パンフレットや掲示物等によって告示します。また、予告なく変更される場合があります。

※他の割引との併用はできません。

(2) お得な美容情報等を、ご登録いただいた LINE アカウントへ配信します（入会申込時に各配信の申込みをされなかった方、入会申込時に各配信の申込みをしたがその後配信停止の手続きをされた方を除きます）。

(3) 割引券等を、会員特典としてご登録いただいたご住所へ郵送にてお送りすることがあります。

2. 芦屋美容クリニック会員に対して提供するサービスの内容は、当クリニックの都合により変更・停止・廃止することがあります。

第 6 条（本サービスの変更・停止・廃止）

当クリニックは、次のいずれかに該当する場合、芦屋美容クリニック会員の承諾をえることなく、本サービスの全部もしくは一部を変更・停止・廃止することがあります。

(1) システムの保守・更新のために必要な場合。

(2) 火災・停電・天災などにより本サービスの提供が困難な場合。

(3) 転科等により美容内科・美容皮膚科の診療ができなくなった場合。

(4) その他当クリニックが本サービスの提供が困難と判断した場合。

第 7 条（個人情報の取り扱い）

当クリニックは、個人情報保護法をはじめとした各種法令を遵守し、当クリニックの定めるプライバシーポリシーに従って、ご提供いただいた個人情報を厳重に管理いたします。

第8条（会員たる地位の譲渡・相続）

芦屋美容クリニック会員たる地位は、一審専属のものであり、他の方に譲渡、貸与及び売買等することができず、他の方が相続することもできません。

第9条（禁止事項）

次の各号に定める行為を禁止します。

- (1) 公序良俗に反する行為
- (2) 当クリニックの関係者を誹謗中傷し、名誉を棄損する行為
- (3) 当クリニックの関係者に不利益を与える行為
- (4) 本制度の全部または一部の運営を妨害する行為
- (5) 本制度の全部または一部を商用目的で利用する行為
- (6) 法令に違反する行為、または、法令に違反する恐れがあると当クリニックが判断した行為
- (7) 本規約に違反する行為
- (8) 本制度の利用の際、無断キャンセルなどを発生させる行為
- (9) その他当クリニックが不適当と判断した行為

第10条（会員期間）

会員期間は定めないものとし、次の各号に定める場合を除き会員期間が継続します。

- (1) 芦屋美容クリニック会員が本規約第11条第1項の定めにしたがって退会を行った場合
- (2) 当クリニックが本規約第11条第3項の定めにしたがって芦屋美容クリニック会員の退会を行った場合

第11条（退会）

1. 当クリニックの診療時間中、いつでも受付窓口にお申し出をいただくことにより退会することができます。
2. 退会の申告は退会希望当月でも可能です。その際、その月の月額費に関しては返金致しかねます。また入会金も返金致しかねます。
3. 当クリニックは、次の各号に定める場合、当該芦屋美容クリニック会員の退会手续をすることができます。
 - (1) 芦屋美容クリニック会員が本規約第3条に定める欠格事由に該当する、若しくは、該当する恐れがあると当クリニックが判断した場合

- (2) 芦屋美容クリニック会員が本規約第9条各号に該当する行為を行った、若しくは、行う恐れがあると当クリニックが判断した場合

第12条（免責事項）

1. 当クリニックが本サービスにより芦屋美容クリニック会員に提供する情報の有用性については芦屋美容クリニック会員自身が判断するものとし、当クリニックは一切の責任を負わないものとします。
2. 当クリニックは、本サービスの利用・変更・停止・廃止等により芦屋美容クリニック会員または第三者に損害が発生したとしても、一切の責任を負わないものとします。
3. 本サービスに関して芦屋美容クリニック会員間で問題が発生した場合、芦屋美容クリニック会員は自己の責任と費用をもって解決し、当クリニックに損害を与えないものとします。この場合、当クリニックは一切の責任を負いません。

第13条（損害賠償責任）

芦屋美容クリニック会員が本規約に違反した行為、または不正もしくは違法な行為によって当クリニックに損害を与えた場合、当クリニックは該当芦屋美容クリニック会員に対して損害賠償の請求ができるものとします。

第14条（本規約の変更等）

1. 芦屋美容クリニック会員の承諾を得ることなく本規約の変更を随時行うことができるものとします。
2. 本規約の変更の効力は、当クリニックが変更をした時点、または、芦屋美容クリニック会員が本サービスの提供を受けた時点で発生するものとします。常に最新の規約をご確認ください。

第15条（協議・協力解決）

本制度に関し、芦屋美容クリニック会員にトラブルが発生した場合、双方は誠実に協力して原因調査等を行うものとし、また、解決に向けて誠実に協議・協力するものとします。

第16条（準拠法）

本規約の解釈・適用に関しては日本法に準拠するものとします。

第17条（合意管轄）

本規約について紛争が生じた場合、訴額に応じ東京簡易裁判所または東京地方裁判所が第一審の専属的合意管轄裁判所となります。

第 18 条（発効）

本規約は、2021 年 2 月 1 日より発効とします。

医療法人社団 ABC

〒659-0095

兵庫県芦屋市東芦屋町 1-20